

広島県公営企業管理規程第五号

広島県公営企業事務処理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和五年四月一日

広島県上下水道部長 川 西 隆 弘

広島県公営企業事務処理規程の一部を改正する規程

広島県公営企業事務処理規程（昭和四十二年公営企業管理規程第六号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

改正前

広島県上下水道部事務処理規程

広島県公営企業事務処理規程

上下水道部長の権限に属する別表第一上欄に掲げる事務の処理については、別に定めるもののほか、当該下欄に掲げる規則又は訓令の例による。この場合における技術的読替えは、別表第二のとおりとする。

広島県公営企業の管理者の権限に属する別表第一上欄に掲げる事務の処理については、別に定めるもののほか、当該下欄に掲げる規則又は訓令の例による。この場合における技術的読替えは、別表第二のとおりとする。

別表第一

別表第一

事務の種類別 (略)	規則又は訓令の名称 (略)
建設工事の執行に関する こと並びに建設事業負担 金の徴収及び減免に関す ること。	建設工事執行規則（昭和 二十八年広島県規則第一 号） 建設工事監督規程（平成 元年広島県訓令第十二号） 土木工事検査規程（昭和 四十六年広島県訓令第九 号） 広島県建設事業負担金条 例施行規則（昭和三十六 年広島県規則第五十三号）

事務の種類別 (略)	規則又は訓令の名称 (略)
建設工事の執行に関する こと並びに建設事業負担 金の徴収及び減免に関す ること。	建設工事執行規則（昭和 二十八年広島県規則第一 号） 土木工事監督規程（平成 元年広島県訓令第十二号） 土木工事検査規程（昭和 四十六年広島県訓令第九 号） 広島県建設事業負担金条 例施行規則（昭和三十六 年広島県規則第五十三号） 広島県地方機関庁舎等取 締りに関すること。 広島県規則第一号）

別表第二

別表第二

規則・訓令の名称	読み替えるべき規定	読み替えられるべき字句	読み替える字句
広島県職員章に 関する訓令	第一条	知事、議会、 教育委員会、 選挙管理委員 会、監査委員 会、人事委員 会、労働委員 会及び広島海 区漁業調整委 員会の事務部 局（	上下水道部 に勤務する 一般職に属 する職員

規則・訓令の名称	読み替えるべき規定	読み替えられるべき字句	読み替える字句
広島県職員章に 関する訓令	第一条	知事、議会、 教育委員会、 選挙管理委員 会、監査委員 会、人事委員 会、労働委員 会及び広島海 区漁業調整委 員会の事務部 局（	企業局に勤 務する一般 職に属する 職員

程 広島県職 員人事評 価実施規 則	第三 条第 四号	令	職員名札 の着用に 関する訓 令	第一条	知事及び労働 委員会の事務 部局	広島県職員証 に関する訓令 (平成五年広 島県訓令・広 島県訓令・廣 島海漁業調 整委員会訓 令第一号)	職員等の 写真等の 取得に関 する訓令 第二 条第 二項	広島県職員証 に関する訓令 (平成五年広 島県訓令・廣 島海漁業調 整委員会訓 令第一号)	別表上欄に掲 げる職員に 属する職に 応じて、同表 下欄に掲げる 職にある者	第三条	総務局人事課	広島県職 員証に関 する訓令	第一条	知事、議会、 教育委員会、 選挙管理委員 会、人事委員 会、監査委員 会、労働委員 会及び海区漁 業調整委員会 の事務局(教育 委員会の学校 以外の教育機 関を含む。)	総務局人事課	上下水道部上	上下水道部上
																上下水道部上 水道総務課	上下水道部上 水道総務課

程 広島県職 員人事評 価実施規 則	第三 条第 四号	令	職員名札 の着用に 関する訓 令	第一条	知事及び労働 委員会の事務 部局	広島県職員証 に関する訓令 (平成五年広 島県訓令・廣 島海漁業調 整委員会訓 令第一号)	職員等の 写真等の 取得に関 する訓令 第二 条第 二項	広島県職員証 に関する訓令 (平成五年広 島県訓令・廣 島海漁業調 整委員会訓 令第一号)	別表上欄に掲 げる職員に 属する職に 応じて、同表 下欄に掲げる 職にある者	第三条	総務局人事課	広島県職 員証に関 する訓令	第二条	知事、議会、 教育委員会、 選挙管理委員 会、人事委員 会、監査委員 会、労働委員 会及び海区漁 業調整委員会 の事務局(教育 委員会の学校 以外の教育機 関を含む。)	総務局人事課	企業局企業総 務課	企業局企業総 務課
																企業局企業総 務課長(以下 一人)	企業局企業総 務課長(以下 一人)

広島県職員等表彰規程									
第十二条 第四項及び第十三条	人事課長	人事課長	長(以下「下水道総務課長」という。)	事課長」という。					
第十四条 第一項	総務局長	総務局長	上下水道総務課長						
第十六条 第二項	人事課長	人事課長	上下水道総務課長						
第十七条 第二項及び第三項	知事	知事	上下水道部長						
第二十一条	広島県職員等表彰審査会	広島県職員等表彰審査会	広島県上下水道職員等表彰審査会						
第二十三条	知事	知事	上下水道部長						
第二十四条	知事	知事	上下水道部長						
第四十条	本庁の課又は地方機関(広島県行政組織規則(昭和三十九年広島県規則第十八号)第二十三条第二項の地方機関(同項第二号に掲げる機関を除く。)をいう。以下この条において同じ。)	本庁の課又は地方機関(広島県上下水道部組織規程(昭和四十九年広島県公営企業管理規程第六号)以下「組織規程」という。第四号に掲げる内部部分課をいう。以下この条において同じ。)	本庁の課(広島県上下水道部)及び関係する地方機関をいう。以下この条において同じ。						

広島県職員等表彰規程									
第十二条 第四項及び第十三条	人事課長	人事課長	企業総務課長	事課長」という。					
第十四条 第一項	総務局長	総務局長	公営企業管理課長						
第十六条 第二項	人事課長	人事課長	企業総務課長						
第十七条 第二項及び第三項	知事	知事	公営企業管理課長						
別表第三	局長	局長	公営企業管理課長						
別表第四	建設事務所 農林水産事務所 厚生環境事務所 県税事務所 総務事務所	建設事務所 農林水産事務所 厚生環境事務所 県税事務所 総務事務所	水道事務所 水質管理センター						
第二十一条	広島県職員等表彰審査会	広島県職員等表彰審査会	広島県企業局職員等表彰審査会						
第二十三条	知事	知事	公営企業管理者						
第二十四条	知事	知事	公営企業管理者						
第四十条	本庁の課又は地方機関(広島県行政組織規則(昭和三十九年広島県規則第十八号)第二十三条第二項の地方機関(同項第二号に掲げる機関を除く。)をいう。以下この条において同じ。)	本庁の課(広島県公営企業組織規程(昭和四十九年広島県公営企業管理規程第六号)以下「組織規程」という。第四号に掲げる内部部分課をいう。以下この条において同じ。)	本庁の課(広島県公営企業組織規程(昭和四十九年広島県公営企業管理規程第六号)以下「組織規程」という。第四号に掲げる内部部分課をいう。以下この条において同じ。)						

広島県職員等表彰審査会規程	第一条	広島県職員等表彰審査会	広島県企業職員等表彰審査会	
		第二条第一項	知事	上下水道部長
		第二条第二項	副知事及び広島県職員	上下水道部職員
広島県庁用自動車管理規則	第五條	(略)	(略)	
		第三条第二項	副知事	上下水道総務課長
		第六條	総務局人事課	上下水道部上下水道総務課
建設工事監督規程	第一条	知事が行う土木に関する工事のうち土木建築局が所掌するもの	上下水道部長が行う土木に関する工事	
		第八条第二項	総務課の長	上下水道総務課の長
		総務課長	上下水道総務課	
土木工事検査規程	第一条	知事が行う土木に関する工事のうち土木建築局が所掌するもの	上下水道部長が行う土木に関する工事	
		第三条第二項	建設事務所の長及び広島港湾振興事務所の長(以下「所長等」という。)	上下水道部長
		第三条第三項	土木建築局長(以下「局長」という。)	上下水道部長
土木工事検査規程	第三条第四項、第九條第二項、第十條第二項及び第十二條第二項	局長	上下水道部長	

広島県職員等表彰審査会規程	第一条	広島県職員等表彰審査会	広島県企業職員等表彰審査会	
		第二条第一項	知事	公営企業管理者
		第二条第二項	副知事	企業局経営部長
広島県庁用自動車管理規則	第五條	(略)	(略)	
		第三条第二項	副知事	企業局経営部長
		第六條	総務局人事課	企業局企業総務課
土木工事監督規程	第一条	知事が行う土木に関する工事のうち土木建築局が所掌するもの	公営企業の管理者(以下「管理者」という。)が行う土木に関する工事	
		第八条第二項	総務課の長	企業総務課の長
		総務課長	企業総務課	
土木工事検査規程	第一条	知事が行う土木に関する工事のうち土木建築局が所掌するもの	上下水道部長が行う土木に関する工事	
		第三条第二項	建設事務所の長及び広島港湾振興事務所の長(以下「所長等」という。)	管理者
		第三条第三項	土木建築局長(以下「局長」という。)	管理者
土木工事検査規程	第三条第四項、第九條第二項、第十條第二項及び第十二條第二項	局長	管理者	

	広島県建設事業負担金条例施行規則	(略)	第五條第一項及び第六條	知事	広島県知事	上下水道部長	上下水道部長	上下水道部長	(略)	(略)	(略)
	広島県地方機関庁舎等取縮規則	(略)	第五條第一項及び第六條	知事	広島県知事	広島県知事	広島県知事	広島県知事	(略)	(略)	(略)
	広島県公営企業組織規程(昭和四十九年広島県規程)	(略)	第六條	公営企業管理者	広島県公営企業管理者	広島県公営企業管理者	広島県公営企業管理者	広島県公営企業管理者	(略)	(略)	(略)

附 則
この規程は、公布の日から施行する。